「学校環境衛生基準」の一部改正についてお知らせするとともに、学校環境衛生活動の実施にあたって留意いただきたい内容を周知するものです。

７文科教第１７４６号
令和８年２月２７日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長
各国公私立大学長
各国公立大学法人の理事長
大学を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各国公私立高等専門学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
放送大学学園理事長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省医政局長
殿

文部科学省総合教育政策局長
塩見　みづ枝

学校環境衛生基準の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第６条第１項の規定に基づき、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）の一部を改正する件（令和８年文部科学省告示第35号）」が公布され、令和８年４月１日から施行されます。

改正の概要及び留意事項等については下記のとおりですので、その趣旨を十分御理解の上、本基準に基づき環境衛生検査を実施し、適切な学校環境衛生活動を行っていただくようお願いします。

関係各位におかれては所管又は所轄の学校（専修学校及び幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）に対して周知するとともに、都道府県教育委員会におかれては指定都市を除く域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては学校法人等に対して周知されるようお願いします。その際、学校における働き方改革の観点から、例えば、教育委員会主催の会議・研修等の場で周知する、他の案件とまとめて周知するなど、効果的・効率的な方法を御検討いただくようお願いします。

記

１．改正の概要

（１）揮発性有機化合物（エチルベンゼン）の基準

揮発性有機化合物のうち、エチルベンゼンの基準値を 3800 μg/㎥（0.88ppm）から 370 μg/㎥（0.085ppm）に改正を行ったこと。

（２）揮発性有機化合物の方法

第１の２の表における(8)揮発性有機化合物の方法の表記を改めるとともに、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン及びスチレンの方法について、「容器採取法」を削除したこと。

２．改正の経緯

「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」（令和７年１月 17 日厚生労働省医薬局長通知）において、エチルベンゼンの室内濃度指針値が 3800 μg/㎥（0.88ppm）から 370 μg/㎥（0.085ppm）に改定されたことを踏まえ、学校環境衛生基準におけるエチルベンゼンの基準の改正を行った。

また、「室内空気中化学物質の測定マニュアル（統合版）について」（令和７年１月 17 日厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）において、室内空気中化学物質の測定マニュアル（統合版）においては、揮発性有機化合物（VOC）の測定方法のうち、「容器採取－ガスクロマトグラフ／質量分析法」について、本測定方法は一般的に大気中 VOC の採取に使用される方法であり、室内空気の採取方法としては適当ではないことから削除されたことを踏まえ、学校環境衛生基準におけるトルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン及びスチレンの方法について、「容器採取法」を削除した。

３．施行期日

令和８年４月１日

４．改正に係る留意事項

エチルベンゼンは接着剤や塗料の溶剤及び希釈材として用いられる揮発性有機化合物の一つであり、不快な刺激や臭気を感じ、状況によってシックハウス症候群の発生要因になるとされている。学校においては、机、いす、棚などの備品、学習に関わる塗料、油性ペン、接着剤、ホワイトボードマーカー、床ワックスなどから放散される可能性がある。

このたび、エチルベンゼンの基準値が見直されたことから、令和８年４月１日以降に実施する定期検査では新たな基準を満たしているか確認すること。

また、学校施設の新築・改築・改修等及び机、いす、コンピュータ等の新たな学校用備品の搬入等を行った場合は、「学校環境衛生管理マニュアル［平成３０年度改訂版］」を参考に適切に検査を行うこと。

なお、基準値を超えた場合は、学校薬剤師等の協力のもと、換気の励行等とともに、その発生の原因を究明し、汚染物質の発生を抑制する等適切な措置を講ずること。

５．学校環境衛生活動に係る留意事項

（１）学校の責務について

学校においては、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号。以下「法」という。）第５条の規定に基づき、環境衛生検査に関する事項についても学校保健計画を策定し、実施すること。その際、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）の規定を踏まえ、学校薬剤師に相談すること。

また、各学校においては、法の趣旨や本基準の意義を踏まえ、学校の環境衛生の適切な維持、管理に努めるとともに、一層の充実を図ることが必要である。その上で校長は、法第６条第３項の規定に基づき、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく措置を講じ、当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出ること。

（２）学校の設置者の責務について

学校の設置者においては、学校環境衛生活動が適切に実施されるよう、法第４条の規定に基づき、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努められたいこと。

なお、「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」については、例えば、検査器具など物的条件の整備、学校環境衛生検査委託費の財政措置等が考えられること。

また、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があり、改善措置が必要な場合において、校長より法第６条第３項の申出を受けた場合は、法第６条第２項を踏まえて適切な対応をとるよう努められたいこと。

（参考）文部科学省ホームページ　学校環境衛生

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353625.htm

【本件連絡先】
文部科学省総合教育政策局
健康教育・食育課保健管理係
TEL：03-5253-4111(内線 2976)

○文部科学省告示第三十五号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準（平成二十一年文部科学省告示第六十号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月二十七日

文部科学大臣　松本　洋平

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

学校環境衛生基準

第１　教室等の環境に係る学校環境衛生基準

１　教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目			基準
換気及び保温等	(1) ～ (7) ［略］		［略］
	(8) 揮発性有機化合物		
		ア．～エ．［略］	［略］
		オ．エチルベンゼン	370μg/m³以下であること。
		カ．［略］	［略］
	(9) ［略］		［略］
［略］			

２　１の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目 (1) ～ (7) 及び (10) ～ (12) については、毎学年２回、検査項目 (8) 及び (9) については、毎学年１回定期に検査を行うものとする。

検査項目			方法
換気及び保温等	(1) ～ (7) ［略］		［略］
	(8) 揮発性有機化合物		
		ア．ホルムアルデヒド	ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着－溶媒抽出法により採取し、高速液体クロマトグラフィーにより測定する。
		イ．トルエン	固相吸着－溶媒抽出法、固相吸着－加熱脱着法のいずれかの方法により採取し、ガスクロマトグラフィー／質量分析法により測定する。
		ウ．キシレン	
		エ．パラジクロロベンゼン	
		オ．エチルベンゼン	
		カ．スチレン	
	(9) ［略］		［略］
	備考 一　［略］ 二　検査項目 (8) については、普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等必要と認める教室において検査を行う。 検査項目 (8) ウ～カについては、必要と認める場合に検査を行う。 検査項目 (8) については、児童生徒等がいない教室等において、30 分以上換気の後５時間以上密閉してから採取し、ホルムアルデヒドにあっては高速液体クロマトグラフィーにより、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンにあってはガスクロマトグラフィー／質量分析法により測定した場合に限り、その結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。 三　［略］		
［略］			

第２～第６［略］

改正前

学校環境衛生基準

第１　教室等の環境に係る学校環境衛生基準

１　教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目			基準
換気及び保温等	(1) ～ (7) ［略］		［略］
	(8) 揮発性有機化合物		
		ア．～エ．［略］	［略］
		オ．エチルベンゼン	3800μg/m³以下であること。
		カ．［略］	［略］
	(9) ［略］		［略］
［略］			

２　１の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目 (1) ～ (7) 及び (10) ～ (12) については、毎学年２回、検査項目 (8) 及び (9) については、毎学年１回定期に検査を行うものとする。

検査項目			方法
換気及び保温等	(1) ～ (7) ［略］		［略］
	(8) 揮発性有機化合物		
		ア．ホルムアルデヒド	ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着／溶媒抽出法により採取し、高速液体クロマトグラフ法により測定する。
		イ．トルエン	固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法、容器採取法のいずれかの方法により採取し、ガスクロマトグラフー質量分析法により測定する。
		ウ．キシレン	
		エ．パラジクロロベンゼン	
		オ．エチルベンゼン	
		カ．スチレン	
	(9) ［略］		［略］
	備考 一　［略］ 二　検査項目 (8) については、普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等必要と認める教室において検査を行う。 検査項目 (8) ウ～カについては、必要と認める場合に検査を行う。 検査項目 (8) については、児童生徒等がいない教室等において、30 分以上換気の後５時間以上密閉してから採取し、ホルムアルデヒドにあっては高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンにあってはガスクロマトグラフー質量分析法により測定した場合に限り、その結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。 三　［略］		
［略］			

第２～第６［略］